

質問回答書

「中津市障がい者等基幹相談支援センタープロポーザル」に対する質問について、以下のとおり回答します。

No	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書	6 サービス提供地域	「事業所の判断により市外も対象とすることができる」とは、どのような対象者を想定しているか？	中津市の近隣市町村の入所施設やグループホームに入所している者や入所を検討している者、市外の病院等に入院し、在宅復帰や入所等を検討している者等を想定している。
2	仕様書	7 サービス利用料金	「サービス提供地域外へ移動等にかかる実費分」とは、どのような計算で行うのか、例えば特定相談支援事業所等の運営規程に準ずる形で「事業所の車を使用した場合、事業所から 1km50 円」などの設定でも可能で高速代も別に請求することは可能なのか？また、請求にあたっては、別に契約等締結する必要があるのか？	中津市内における支援は無料であり、中津市外に行く場合は、中津市との境からの距離に応じた実費分や、有料道路を利用した場合の実費分等を想定している。この場合、距離に応じた単価は、車両のリース費用や修繕費、燃料代等の維持管理費等を基に算出すべきであるが、計画相談支援等の法人内の他のサービスの規定と均衡を図ることが重要と考える。 また、実際に実費分を請求する場合は、予め利用者に対して、文書で説明し同意を得ておくことが必要と考える。
3	仕様書	9 業務内容 (2) ⑤ ア	「成年後見制度利用支援事業」の内容には、費用の助成も事業に入るのか？	入らない。
4	仕様書	9 業務内容 (8) その他	「法第 5 条第 19 条に規定する地域相談支援、計画相談支援及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援を行う事業については、本	他の相談支援事業所から「自分のところでは難しいので、基幹センターでもって欲しい。」という要請があり、要請した事業所以外も受け手がないような案件を

			委託業務に差し得ない範囲で実施するものとし、困難ケースの実施を主とすること」の、困難ケースとはどのようなケースを想定するのか、また件数の上限はあるのか？	想定している。 件数については、国の定める基準内で、業務に支障がない程度とし、具体的な上限件数は現時点では設ける予定はないが、対象者が多くなった場合は市と協議するものとする。
5	仕様書	10 職員体制	「専門的職員の資格として、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等を配置」とあるが、この等とはどの資格を含むのか、「様式第6号」の専門資格等に記載されている看護師、介護支援専門員、介護福祉士が含まれるという理解で良いか？	「等」とは、公認心理師、臨床心理士とし、その他の資格は市と協議すること。 看護師、介護支援専門員、介護福祉士については、専門職に含まないものとする。
6	評価基準	事業運営関係 4.自立支援協議会等 地域づくりに関する 取組について (2)	「地域生活支援拠点等の構成機関として、その中心となる役割を担える職員の配置ができているか」とあるが、どのような職員を想定しているか？中心となる役割とは拠点コーディネーターをさすか？	拠点コーディネーターに限らず、主任相談支援専門員、相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉分野に精通している者であればよい。
7				